

令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和4年11月

大阪国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千件（前事務年度3千件）、着眼調査が7百件（同7百件）であり、合計3千7百件（同3千6百件）、このほか、簡易な接触の件数は8万2千7百件（同7万2千9百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は8万6千4百件（同7万6千5百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万7千9百件（同4万3千7百件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、602億円（同498億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは569億円（同469億円）、着眼調査によるものは33億円（同29億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は399億円（同338億円）となっており、調査等合計では1,001億円（同836億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、134億円（同117億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは131億円（同114億円）、着眼調査によるものは3億円（同2億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、362万円（同322万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は41億円（同33億円）となっており、調査等合計では176億円（同150億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計		対前年比		対前年比	
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	2,964		659		3,623		72,898		76,521	
		3,012	101.6%	700	106.2%	3,712	102.5%	82,683	113.4%	86,395	112.9%
申告漏れ等の 非違件数	件	2,697		498		3,195		40,473		43,668	
		2,741	101.6%	507	101.8%	3,248	101.7%	44,622	110.3%	47,870	109.6%
申告漏れ 所得金額	百万円	46,893		2,931		49,824		33,791		83,615	
		56,924	121.4%	3,310	112.9%	60,234	120.9%	39,899	118.1%	100,133	119.8%
追徴税額	本税 百万円	9,857		214		10,071		3,198		13,269	
		11,123	112.8%	258	120.6%	11,382	113.0%	4,058	126.9%	15,440	116.4%
	加算税 百万円	1,567		30		1,597		99		1,696	
2,014		128.5%	31	103.3%	2,045	128.1%	86	86.9%	2,131	125.6%	
	計 百万円	11,424		244		11,668		3,297		14,965	
		13,137	115.0%	290	118.9%	13,427	115.1%	4,144	125.7%	17,570	117.4%
一件当たり	申告漏れ 所得金額 万円	1,582		445		1,375		46		109	
		1,890	119.5%	473	106.3%	1,623	118.0%	48	104.3%	116	106.4%
	本税 万円	333		33		278		4		17	
		369	110.8%	37	112.1%	307	110.4%	5	125.0%	18	105.9%
加算税 万円	53		5		44		0.1		2		
	67	126.4%	4	80.0%	55	125.0%	0.1	100.0%	2	100.0%	
	計 万円	385		37		322		5		20	
		436	113.2%	41	110.8%	362	112.4%	5	100.0%	20	100.0%

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- ▶ 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1千8百件（前事務年度1千6百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千5百件（同1千2百件）となっています。

申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、162億円（同164億円）となっています。

事務年度等 項目	2事務年度	3事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 1,586	件 1,769	% 111.5
土地建物等	1,189	1,121	94.3
株式等	397	648	163.2
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,248	件 1,506	% 120.7
土地建物等	908	912	100.4
株式等	340	594	174.7
③ 非違割合 (② / ①)	% 78.7	% 85.1	ポイント 6.4
土地建物等	76.4	81.4	5.0
株式等	85.6	91.7	6.0
④ 申告漏れ所得金額	億円 164	億円 162	% 98.7
土地建物等	129	96	74.4
株式等	35	66	189.4
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 1,036	万円 917	% 88.5
土地建物等	1,089	860	78.9
株式等	876	1,016	116.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に実施したほか、輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査に新たに積極的に取り組み、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2千件（前事務年度1千8百件）、着眼調査が3百件（同2百件）であり、合計2千3百件（同2千件）、このほか、簡易な接触の件数は9千4百件（同1万7百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万1千7百件（同1万2千7百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は7千8百件（同6千9百件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、52億円（同31億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは50億円（同31億円）、着眼調査によるものは1億円（同0.7億円）となっています。
 なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、226万円（同155万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は12億円（同8億円）となっており、調査等合計では64億円（同39億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計			
	特別・一般		着眼		計							
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		
調査等件数	件	1,805		210		2,015		10,653		12,668		
		1,950	108.0%	332	158.1%	2,282	113.3%	9,449	88.7%	11,731	92.6%	
申告漏れ等の 非違件数	件	1,586		171		1,757		5,102		6,859		
		1,754	110.6%	285	166.7%	2,039	116.1%	5,770	113.1%	7,809	113.9%	
追徴税額	本税	百万円	2,562		55		2,618		738		3,355	
			4,355	170.0%	107	194.5%	4,462	170.4%	1,175	159.2%	5,638	168.0%
	加算税	百万円	495		13		508		25		533	
			668	134.9%	22	169.2%	690	135.8%	41	164.0%	731	137.1%
計	百万円	3,057		68		3,126		763		3,888		
		5,023	164.3%	129	189.7%	5,153	164.8%	1,216	159.4%	6,369	163.8%	
一件当たり	本税	万円	142		26		130		7		26	
			223	157.0%	32	123.1%	196	150.8%	12	171.4%	48	184.6%
	加算税	万円	27		6		25		0.2		4	
			34	125.9%	7	116.7%	30	120.0%	0.4	200.0%	6	150.0%
計	万円	169		33		155		7		31		
		258	152.7%	39	118.2%	226	145.8%	13	185.7%	54	174.2%	

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

【1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額はともに過去最高】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、265件（前事務年度304件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の6,771万円（同3,996万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,890万円（同1,582万円）に比べ3.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は179億円（同121億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,975万円（同1,218万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の436万円（同385万円）に比べ4.5倍となっています。また、追徴税額の総額は52億円（同37億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は3,189万円（同1,451万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の436万円（同385万円）に比べ7.3倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数	304	265	87.2%	3,012	
申告漏れ等の非違件数	275	238	86.5%	2,741	
申告漏れ所得金額	121	179	147.9%	569	
追徴税額	37	52	140.5%	131	
1件当たり	申告漏れ所得金額	3,996	6,771	169.4%	1,890
	追徴税額	1,218	1,975	162.2%	436

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数	146	100	68.5%	3,012	
申告漏れ等の非違件数	135	95	70.4%	2,741	
申告漏れ所得金額	57	98	171.9%	569	
追徴税額	21	32	152.4%	131	
1件当たり	申告漏れ所得金額	3,936	9,760	248.0%	1,890
	追徴税額	1,451	3,189	219.8%	436

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

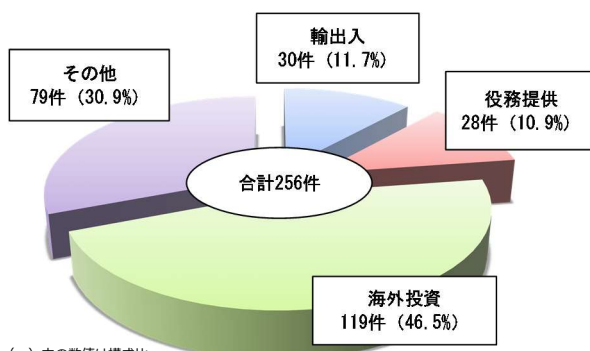
【1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額はともに過去最高】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、256件（前事務年度348件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の5,514万円（同2,643万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,890万円（同1,582万円）と比べ2.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は141億円（同92億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,806万円（同861万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の436万円（同385万円）と比べ4.1倍となっています。また、追徴税額の総額は46億円（同30億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		2事務年度	3事務年度		
調査	件数	348	256	73.6%	3,012
申告漏れ等の非違	件数	304	234	77.0%	2,741
申告漏れ所得金額	億円	92	141	153.3%	569
追徴税額	億円	30	46	153.3%	131
1件当たり	申告漏れ所得金額	2,643	5,514	208.6%	1,890
	追徴税額	861	1,806	209.8%	436

○ 取引区分別の調査状況



(注) ()内の数値は構成比

- 1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

【暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額は高水準】

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和3事務年度においては、107件（前事務年度99件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,481万円（同1,674万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は16億円（同17億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は263万円（同466万円）となっています。また、追徴税額の総額は3億円（同5億円）に上ります。

（注）シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

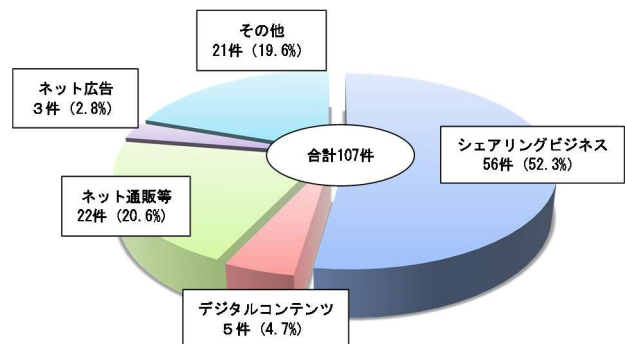
＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和3事務年度においては、83件（前事務年度61件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、4,430万円（同2,147万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は37億円（同13億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,712万円（同738万円）となっています。また、追徴税額の総額は14億円（同5億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数 件	99	107	108.1%	3,012
申告漏れ等の非違件数 件	88	100	113.6%	2,741
申告漏れ所得金額 億円	17	16	94.1%	569
追徴税額 億円	5	3	60.0%	131
一件当たり 申告漏れ 所得金額 万円	1,674	1,481	88.5%	1,890
一件当たり 追徴税額 万円	466	263	56.4%	436

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数 件	61	83	136.1%	3,012
申告漏れ等の非違件数 件	55	74	134.5%	2,741
申告漏れ所得金額 億円	13	37	284.6%	569
追徴税額 億円	5	14	280.0%	131
一件当たり 申告漏れ 所得金額 万円	2,147	4,430	206.3%	1,890
一件当たり 追徴税額 万円	738	1,712	232.0%	436

4 無申告者に対する調査状況

【所得税及び消費税ともに1件当たり追徴税額は過去最高】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、375件（前事務年度321件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,628万円（同2,291万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,890万円（同1,582万円）に比べ1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は136億円（同74億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の635万円（同301万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の436万円（同385万円）の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は24億円（同10億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、747件（同620件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の323万円（同282万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の258万円（同169万円）の1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は24億円（同17億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等		3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度 対前年比	
調査件数	321	375 116.8%	3,012
申告漏れ所得金額	74	136 183.8%	569
追徴税額	10	24 240.0%	131
1件当たり 申告漏れ 所得金額	2,291	3,628 158.4%	1,890
1件当たり 追徴税額	301	635 211.0%	436

<消費税>

項目	事務年度等		3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度 対前年比	
調査件数	620	747 120.5%	1,950
追徴税額	17	24 141.2%	50
1件当たり 追徴税額	282	323 114.5%	258

5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

- 消費税の輸出物品販売場制度を悪用し免税購入した物品を国内転売するような事案についても新たに積極的に調査を実施しています。

<消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査状況（即時徴収事案）>

- 令和3事務年度においては、22件(前事務年度2件)の実地調査を実施しました。
- 即時徴収の対象となった税額の総額は9億円に上り、1件当たりの税額は、4,134万円となっています。

(注) 輸出物品販売場制度における即時徴収とは、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品をその者が出国する日又は居住者となる日（基本的に入国後6か月以内）までに輸出しない（国外に持ち出さない）ときに、税関長（居住者となるケースにおいては税務署長）が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収すること、また、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品を譲渡したときに、税務署長が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収することをいいます。

○ 消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査の状況

項目	事務年度等	
	3事務年度	
調査件数	件	22
追徴税額	億円	9
1件当たり追徴税額	万円	4,134

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	位
1	ホステス・ホスト	4,573	908	-
2	ブリーダー	3,444	1,179	-
3	プログラマー	2,491	488	4
4	貨物軽車両運送	2,241	695	-
5	一般貨物自動車運送	2,035	591	-
6	風俗業	1,927	607	-
7	型枠工事	1,610	634	20
8	鉄骨、鉄筋工事	1,571	500	8
9	水道衛生工事	1,551	517	16
10	歯科技工士	1,406	571	7

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額
1	パチンコ	万円 5,362	貸金業	万円 10,341	風俗業	万円 2,516	風俗業	万円 2,036	風俗業	万円 1,805
2	医薬品小売業	2,213	風俗業	9,159	食肉卸売業	1,542	人材派遣	1,650	食肉小売業	1,465
3	風俗業	1,998	くず紙卸売業	1,761	廃棄物処理業	1,526	医薬品小売業	1,148	特自貨物送	1,198
4	貸金業	1,919	食肉小売業	1,684	整形外科医	1,357	解体工事	1,003	防水工事	1,165
5	食肉卸売業	1,827	廃棄物処理業	1,568	一般機械器具卸	1,163	鉄骨・鉄筋工事	999	ダンプ運送	1,117

	平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額
1	キヤバクラ	万円 2,715	風俗業	万円 2,424	すし業	万円 2,406	商業デザイン	万円 2,636	ホステス・ホスト	万円 4,573
2	機械器具部品修理	2,000	人材派遣	1,902	風俗業	2,363	保険代理業	1,535	ブリーダー	3,444
3	すし業	1,645	不動産代理仲介	1,759	くず金・くず鉄卸	1,683	特自貨物送	1,531	プログラマー	2,491
4	パチンコ	1,612	機械器具部品修理	1,588	パチンコ	1,430	プログラマー	1,502	貨物軽車両運送	2,241
5	風俗業	1,423	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,414	清掃業	1,425	一般貨物送	2,035

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。